平成２４年（フ）第６８６５号
千葉県館山市下真倉235―１
破産者　原口　幸春
１　決定年月日　平成24年12月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６９６７号
東京都中央区勝どき３丁目４―18―408、開始決定時の住所神奈川県横浜市都筑区荏田東１丁目16―22
破産者　隈元　邦夫
１　決定年月日　平成24年12月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７２２０号
神奈川県横浜市港北区鳥山町823―１―305
破産者　野口　　勝
１　決定年月日　平成24年12月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７３９４号
神奈川県横浜市神奈川区羽沢南３丁目５―15―202
破産者　高野　行雄
１　決定年月日　平成24年12月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７３９５号
神奈川県横浜市神奈川区羽沢南３丁目５―15―202
破産者　高野　保雄
１　決定年月日　平成24年12月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７４２７号
東京都豊島区池袋３丁目22番２号
破産者　株式会社誠オフィス
１　決定年月日　平成24年12月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８５３１号
東京都江東区住吉２丁目９番２号
破産者　株式会社ビジネスパートナーズ
１　決定年月日　平成24年12月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８６８０号
東京都荒川区東尾久４丁目41―４　東尾久ハイツ１Ｆ古賀方
破産者　山本　孝文
１　決定年月日　平成24年12月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８６９８号
埼玉県東松山市六反町３―２―101、開始決定時の住所埼玉県大里郡寄居町大字三ヶ山299―６
破産者　岡村　順一
１　決定年月日　平成24年12月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８８３０号
東京都台東区下谷２丁目15番13―306
破産者　原田　　智
１　決定年月日　平成24年12月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８９４１号
神奈川県横浜市青葉区新石川１丁目17―３―202
破産者　宮腰　　学
１　決定年月日　平成24年12月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９０００号
東京都大田区鵜の木３丁目12―３―101
破産者　阿部　　真
１　決定年月日　平成24年12月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９０１３号
東京都江東区北砂５丁目20―９―707
破産者　鷲谷　正幸
１　決定年月日　平成24年12月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９０８７号
東京都西東京市田無町３丁目３―27　Ｂ１
破産者　村上　益弘
１　決定年月日　平成24年12月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９２４７号
東京都足立区花畑３丁目４番20号
破産者　今村栄子こと　黄　　栄子
１　決定年月日　平成24年12月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９３８４号
神奈川県平塚市桃浜町32―12―302
破産者　成田　信明
１　決定年月日　平成24年12月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９４６３号
神奈川県川崎市宮前区平４丁目９―２
破産者　井上　一樹
１　決定年月日　平成24年12月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９５３４号
東京都江東区亀戸４丁目52―19―204
破産者　石山　貴勇
１　決定年月日　平成24年12月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９５５０号
東京都西東京市芝久保町２丁目14―43―105
破産者　前　　大信
１　決定年月日　平成24年12月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９６８７号
東京都港区六本木５丁目14番19号
破産者　株式会社アイハス
１　決定年月日　平成24年12月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９６８８号
東京都港区港南１丁目１―27―403
破産者　宮田　明奈
１　決定年月日　平成24年12月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９７０９号
神奈川県横浜市旭区本宿町109―２―201
破産者　柴田　茂樹
１　決定年月日　平成24年12月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９７４０号
東京都港区高輪４丁目６―８―702
破産者　岡添　　亨
１　決定年月日　平成24年12月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部